



朝晩はだいぶ過ごしやすく感じられるようになりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

## 国内動向▶▶▶▶▶

### ① 容器包装ポジティブリスト制度における規格基準の設定を検討（厚生労働省）

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（7月8日開催）の議事録が公開された。「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量」の設定にあたっては、食品擬似溶媒を用いた溶出試験による評価等が検討されている。

[もっと詳しく☞](#) [厚生労働省（2019年7月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会 議事録）](#)

### ② POPs条約附属書に追加される2物質群の第一種特定化学物質への指定を答申（環境省）

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）附属書改正に係る化審法上の追加措置に関する中央環境審議会小委員会の審議結果を受けて、中央環境審議会から環境大臣への答申がなされた。答申では、新たにPOPs条約附属書への追加が決定したジコホル並びにペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質について、第一種特定化学物質への指定が適当とされている。

なお、当該2物質群の審議は経済産業省の化学物質審議会審査部会、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会化学物質調査会でも行われ、同様に第一種特定化学物質への指定が適当との結論が出されている。

[もっと詳しく☞](#) [環境省（「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）」について）](#)  
[厚生労働省・経済産業省・環境省（令和元年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会第189回審査部会 第196回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第2部】議事要旨）](#)

## 海外動向▶▶▶▶▶

### ① 消費者向け混合物に関する中毒センターへの情報提供の義務化を延期（欧州委員会）

CLP附属書VIIIの改正に伴い、輸入業者及び川下ユーザーはEU域内で混合物を上市する場合に中毒センターへの情報提供が義務付けられたが、欧州委員会は、消費者向け混合物について提供義務が生じる期日を2021年1月1日に1年延期した。

[もっと詳しく☞](#) [欧州委員会（Hazardous substances – rules on information to be provided for an emergency health response \(update\)）](#)

### ② 職業ばく露限度（OELs）に関する新規ガイダンスを公開（ECHA）

ECHAは、職業ばく露限度（OELs）の科学的レポートの作成に関する新たなガイダンスを公開した。

[もっと詳しく☞](#) [ECHA（Appendix to Chapter R.8: Guidance for preparing a scientific report for health-based exposure limits at the workplace）](#)

### ③ 有機リン系難燃剤3種の制限提案意向を撤回（ECHA）

ECHAは、制限提案文書に必要な発がん性データを期日までに入手できないことを理由に、有機リン系難燃剤3種とその反応生成物についてREACH規則の制限提案意向を撤回した。

[もっと詳しく☞](#) [ECHA（ECHA Weekly – 17 July 2019）](#)

### ④ PBT物質5種の制限又は禁止規則案を公表（US EPA）

US EPAは、TSCA第6条（h）に基づき指定された残留性・生物蓄積性・毒性（PBT）を有する5物質への対処規則案を公表した。この規則案では、5物質中4物質の製造・輸入、加工、流通の制限又は禁止が提案されている。ヘキサクロロブタジエンについては用途を評価した結果として、規制措置をとらないことが提案されている。

[もっと詳しく☞](#) [US EPA（Regulation of Persistent, Bioaccumulative, and Toxic Chemicals Under TSCA Section 6\(h\)）](#)

## 特集 : JIS Z 7252/7253:2019改正のポイント③

日本におけるGHSに基づく化学品の分類方法、SDS/ラベル表示等の情報伝達の標準化として制定されているJIS Z 7252/7253が2019年5月25日に改正されました。今月号では、「健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度」についてご紹介します。

今回の新JIS改正では、JIS Z 7253で「表1－健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度」が記載されました。

混合物の分類において、分類の【濃度限界】と【SDSを作成する濃度】が異なる場合があることに関して、誤解がないよう、各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度の表が追加されました。

混合物として危険有害性に分類される化学品については、分類の濃度限界未満であっても、【SDSを作成する濃度】に当てはまる場合は、当該成分の《GHS分類区分》及び《濃度又は濃度範囲》をSDSに記載する必要があります。ただし、国内法令によって別途定めがある場合には、この限りではないとされています。

危険有害性クラス	SDSを作成する濃度
急性毒性	1.0%以上
皮膚腐食性／刺激性	1.0%以上
眼に対する重篤な損傷性／ 眼刺激性	1.0%以上
呼吸器感作性又は皮膚感作性	0.1%以上
生殖細胞変異原性：区分1	0.1%以上
生殖細胞変異原性：区分2	1.0%以上
発がん性	0.1%以上
生殖毒性	0.1%以上
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1.0%以上
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1.0%以上
誤えん有害性：区分1	10%以上の区分1の物質かつ 40℃での動粘性率が20.5 mm/s <sup>2</sup> 以下
水生環境有害性	1.0%以上

※JIS Z 7253：2019 表1より引用

**JIS改正に伴う移行期間は3年です。早めの対応をお勧めいたします。**

### お知らせ

#### ○ケミカルマテリアルJapan2019 化学物質管理ミーティングへの出展

9月18日(水)、19日(木)にパシフィコ横浜で開催される化学物質管理ミーティングに出展します。化学物質管理にフォーカスした国内唯一のビジネスマッチングイベントです。

出展社プレゼンテーションでは、化審法申請における新規ポリマーの留意点や製品中化学物質の健康リスク評価についての講演を行います。またCERIのブースでも、改正JIS対応SDS作成やSDS作成のための各種試験、PFOA等の製品中化学物質の分析等に関するミニセミナーを開催します。是非お立ち寄りください。詳しくは[こちら \(PDFファイル\)](#) をご覧ください。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 石井 (聡)、田辺)

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: [cac-reach@ceri.jp](mailto:cac-reach@ceri.jp)